

# 食品包装用容器事件

大阪地裁令和元年11月14日判決(平成30年(ワ)第2439号 損害賠償請求事件) 大阪高裁令和2年10月30日判決(令和元年(ネ)第2739号,同2765号 損害賠償請求控訴事件, 同附帯控訴事件)

> 知的財産権法研究会 弁護士・弁理士 **横尾** 和也

# 第1 本件の当事者等

## 1 当事者

(1) 原告(被控訴人)

プラスチック製の食品包装容器の成形及び販売を業として行う会社である。

食品包装用容器の底部に関する部分登録意匠(登録番号 第1297087号。以下「本件意匠」という。)について意匠権(以下「本件意匠権」という。)を有する。

平成19年2月ころから、本件意匠に類似する意匠を備えた焼売用容器を製造し、これを焼売及び餃子等の製造販売等を営む訴外株式会社浪漫亭(以下、単に「浪漫亭」という。)に対し販売してきた。

(2) 被告静岡産業社1

包装用資材の製造販売・卸売販売を業として行う会社である。

平成18年2月ころから、浪漫亭の焼売用容器用のラップを(当時浪漫亭の商品を製造していた) 飯野デリカ食品株式会社に納入していた。

平成27年春ころ、浪漫亭の専務取締役のP1から、埼玉営業所副長のP2が餃子と焼売のトレイの見積を要請され、同年4月ころ、備考欄に「月間41万円で年間492万円のコストダウンになります。」との記載のある見積書を提出した。

平成28年1月以降、浪漫亭に対して被告製品を販売した。

(3) 被告ヨコタ東北(控訴人)

プラスチック製の食品包装用容器の製造販売を行う会社である。

関東営業所に勤務するP3がP2から新容器の製造を依頼され、被告製品を完成させた。

平成28年1月以降、静岡産業社からの発注に応じ、被告製品を製造した。

<sup>1</sup> 一審判決言渡し後、被告静岡産業社は認容額の2分の1相当額を原告に支払い、控訴の提起をしなかった。

#### 2 被告製品と原告製品

被告製品1(斜視図)



原告製品1(斜視図)



原告製品は本件意匠と類似しているものの、同一ではない。原告製品2は木地模様が付されている点が異なるが原告製品1と形状は同じである。被告製品2は平面側の面が木目模様である点で異なるが被告製品1と形状は同じである。

## 第2 事案の概要等

本件は、原告が、意匠権を有している本件意匠について、被告らがこれと類似する意匠(以下「被告意匠」という。)を用いて焼売用容器を製造・販売したとして、共同不法行為(意匠権侵害を理由とするものにつき意匠法39条1項、民法709条。原告製品の値下げを理由とするものにつき民法709条。なお民法719条1項前段)に基づき、被告らに対し、計7217万6858円及びこれに対する民法所定の遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

本件の争点は、(1)本件意匠と被告製品との類否、(2)無効の抗弁(新規性欠如、創作容易性)、(3)黙示の実施許諾、(4)権利濫用・信義則違反、(5)被告ヨコタ東北の過失、(6)共同不法行為、(7)損害の発生及びその額、(8)売買残代金請求<sup>2</sup>、である。

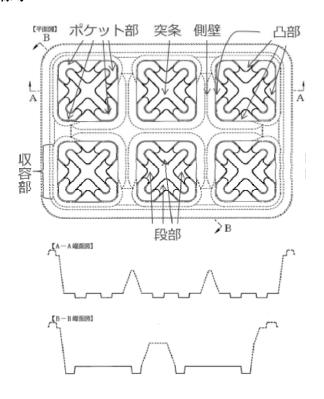
本件については、2020年2月号に「意匠権侵害につき原告製品の値下げを余儀なくされたことによる損害を認めなかった事例—焼売用容器事件—」と題する辻村和彦弁護士執筆の評釈が掲載されており、上記の争点のうち(1)と(7)が取り上げられている。

本稿では、本件に関するそれ以外の争点についても紹介することを目的としたい。

<sup>2</sup> 原告が、被告静岡産業社に対し、同社から平成27年7月3日に発注を受け同月6日及びそれ以降に納入した餃子18粒用容器10万個につき未払代金があると主張して、394万1568円及びこれに対する民法所定の遅延損害金の支払も求めていたが、原告が本件訴訟に至るまで被告静岡産業社に対し残代金(145万8432円が浪漫亭から支払済み)の支払を請求しなかったことや、平成27年内に容器の納入が全て行われたとの事実を摘示し、残代金の支払いを合意したと認めるに足りる証拠はない、仮に被告静岡産業社が残代金の支払い義務を負うとしても、売買に係る代金請求権の消滅時効が遅くとも平成29年内に完成した等と述べて原告の主張を認めなかった。

# 第3 本件意匠と被告製品との類否

### 1 本件意匠の構成態様等



#### 【基本的構成態様】

- A 食品包装用容器に設けられた、焼売等を収容するための複数の収容部の底部の形態である。
- B 収容部の底部は、四隅に丸みを持たせた略方形状に形成されている。
- C 四隅にはポケット部が形成されている。
- D 収容部の底部の中央部から各ポケット部に向けて、底部の対角線に沿って、突条が形成されている。 突条は、底面側から平面側に向けて突出して形成されている。
- E 略方形状の底部の辺の中央近傍には凸部が形成されている。凸部は、当該辺の両端に形成されたポケット部に接するように、かつ、収容部の側壁に接するようにして形成されている。
- F ポケット部、突条、凸部に囲まれて段部が形成されている。
- G 突条と凸部は、段部に比して、平面側に突出して形成されている。ポケット部は、段部に比して、底面側に向けて凹んで形成されている。

### 【具体的構成態様】

- H 突条は平面視X字状に形成されている。
- I 突条の先端は、丸みを帯びた形状であり、丸み部分がポケットに入り込むように配されている。
- Ⅰ 凸部は、平面視略三角形状に形成されている。
- K 凸部は4個形成されている。
- L 段部は4個形成されている。
- M 突条と凸部の高さは同一である。
- N 収容部は6個形成されている。